190430.090	－ その他のもの		X	この品目に分類される原産品は、第1904.30号に属する。日本国は、同号の下で、関税分類番号190430.010の品目に分類される原産品について関連の関税に係る約束を行う。																			
1904.90	その他のもの																						
	1 米のもの																						
190490.110	〔1〕 米の含有量が全重量の30%以下のもの		X																				
	〔2〕 その他のもの																						
190490.120	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第１項第３号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
190490.130	－ その他のもの		X																				
	2 小麦又はライ小麦のもの																						